

# 山梨県公報

第二千七百号

平成二十九年

五月二十九日

月 曜 日

## 目次

告示

- 換地計画の決定……………四〇三
- 道路の区域変更……………四〇三

公告

- 土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………四〇四

企業局

- 山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程……………四〇六
- 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………四〇六

## 告示

**山梨県告示第八十三号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営田園居住空間整備事業富士吉田地区(城山工区)の換地計画を定めたので、次のと  
 おり関係書類を縦覧に供する。  
 なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ  
 平成二十九年五月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年五月三十日から同年六月二十六日まで
- 三 縦覧場所 富士吉田市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月二十七日から同年七月十一日まで

### 山梨県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道  
 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所轄北支所において、この告示の日から平成二十九年六月十九日まで一般の縦覧に供す  
 る。

平成二十九年五月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甘利山公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番二地先	新	旧	七・六	三五・六
	新	旧	七・四	三〇・〇
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番三地先	新	旧	八・九	三〇・〇
	新	旧	六・七	二四・二
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番二地先	新	旧	七・九	二四・二
	新	旧	六・八	二四・二
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番三地先	新	旧	六・一	三二・五
	新	旧	七・九	三二・五
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番二地先	新	旧	七・二	三〇・九
	新	旧	六・九	三二・五
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番三地先	新	旧	八・三	三〇・九
	新	旧	七・二	三〇・九
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番二地先	新	旧	五・八	三二・五
	新	旧	六・一	三二・五
斐崎市旭町上條北割字甘利山一番三地先	新	旧	七・三	三二・五
	新	旧	一〇・一	三二・五

# 公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

## 一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	数野武明	甲府市大手二丁目四番六十六号	平成二十九年三月三十一日
同	保坂敬夫	甲府市上積翠寺町四百七十八番地	同
同	山村忠弘	甲府市岩窪町六十九番地一	同
同	中澤好吉	甲府市下積翠寺町九百十二番地	同
同	保坂二郎	甲府市屋形三丁目三番二十号	同
同	岡憲幸	甲府市塚原町三百三十七番地	同
同	山村茂雄	甲府市岩窪町百九番地	同
同	山村哲夫	甲府市塚原町七百五十七番地	同
同	堀口良英	甲府市塚原町八百番地	同
同	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	同
同	入蔵克之	甲府市塚原町五百八十二番地	同

## 二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
監事	保坂幸延	甲府市上積翠寺町五百六十七番地	同
同	窪田泉	甲府市岩窪町五十六番地	同
理事	保坂敬夫	甲府市上積翠寺町四百七十八番地	平成二十九年四月一日
同	山村忠弘	甲府市岩窪町六十九番地一	同
同	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	同
同	窪田泉	甲府市岩窪町五十六番地	同
同	中澤好吉	甲府市下積翠寺町九百十二番地	同
同	保坂二郎	甲府市屋形三丁目三番二十号	同
同	岡憲幸	甲府市塚原町三百三十七番地	同
同	山村茂雄	甲府市岩窪町百九番地	同
同	山村哲夫	甲府市塚原町七百五十七番地	同
同	堀口良英	甲府市塚原町八百番地	同
同	入蔵克之	甲府市塚原町五百八十二番地	同
監事	保坂幸延	甲府市上積翠寺町五百六十七番地	同

同	
数野武明	地
甲府市大手二丁目四番六十六号	
同	

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	櫻田英樹	甲斐市下今井千八百八番地	平成二十九年四月八日
同	小林正文	甲斐市志田四百四十二番地	同
同	小田切克美	甲斐市宇津谷三百三番地	同
同	柳本利徳	甲斐市宇津谷五千百五十五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	輿石辰也	甲斐市下今井九百四十二番地一	平成二十九年四月九日
同	新開宣一	甲斐市志田二百三十二番地	同
同	柳本武彦	甲斐市宇津谷三百四十三番地	同
同	柳本正秀	甲斐市宇津谷五千百五十九番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大埜堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	増坪清	甲斐市大埜二千三百五十四番地二	平成二十九年四月二十九日
同	猪股俊公	甲斐市大埜二千六百三十四番地	同
同	坂下健	甲斐市大久保三百十八番地	同
同	長田裕二	甲斐市亀沢三千九百一十一番地四	同
同	長田英俊	甲斐市亀沢三千九百二十七番地	同
同	田中知博	甲斐市牛匂五十八番地	同
同	田中正司	甲斐市牛匂二千二百十番地一	同
同	岡田園穂	甲斐市大久保三百十三番地	同
同	小田切茂男	甲斐市大埜二千六百五十九番地	同
同	猪股兼幸	甲斐市大埜二千六百四十五番地	同

二 就任

同	監事	地
矢崎義英	赤沢陸男	甲斐市牛匂十二番地
地一	甲斐市大袋二千六百七十三番	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	猪股俊公	甲斐市大袋二千六百三十四番地	平成二十九年四月三十日
同	田中正司	甲斐市牛匂二千二百十番地一	同
同	坂下健	甲斐市大久保三百十八番地	同
同	小田切茂男	甲斐市大袋二千六百五十九番地	同
同	長田裕二	甲斐市亀沢三千九百一十一番地四	同
同	赤沢信二	甲斐市牛匂二千二百三十七番地	同
同	大久保和仁	甲斐市大久保三百五番地	同
同	土肥健一	甲斐市亀沢三千九百五十六番地	同
同	猪股俊雄	甲斐市大袋三十二番地	同
同	猪股兼幸	甲斐市大袋二千六百四十五番地	同
監事	望月常久	甲斐市牛匂二千二百十三番地	同

企業局

同	矢崎義英	同
一	甲斐市大袋二千六百七十三番地	同

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

正する規程  
山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程

山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

重川発電所

一一〇

附 則

この規程は、平成二十九年六月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

正する規程  
山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項を次のように改める。

電気主任技術者	発電総合制御所所管電気工作物	電気課長
	早川水系発電管理事務所所管電気工作物	

別表第一を次のように改める。

	笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物	
	米倉山実証試験用太陽光発電所電気工作物	



別表第二（第四条関係）

組 織 の 分 掌 業 務

組 織		分 掌 業 務
本 庁	電気課	1 電気事業の総括に関すること。 2 電気事業に係わる企画及び調整に関すること。 3 電気事業に係わる許可、認可及び免許の申請に関すること。 4 電気事業に係わる建設に関すること。 5 電気料金の算定に関すること。 6 発電所の改良、修繕工事の計画及び指導に関すること。 7 保安教育に関すること。 8 米倉山実証試験用太陽光発電所の保守管理に関すること。
事	発電総合制御所 管理課	1 発電総合制御所諸設備の保守管理に関すること。 2 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所、重川発電所及び太陽電池発電所の保守管理に関すること。 3 工事の設計及び施工に関すること。 4 保安教育に関すること。
	制御課	1 発電所の監視・運転制御に関すること。 2 給電業務に関すること。 3 発電所及びダムへの運用に関すること。 4 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所、重川発電所及び太陽電池発電所の設備並びにダム水路工作物の工事計画に関すること。 5 工事の設計及び施工に関すること。
業	早川水系発電管理事務所 管理課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関すること。 2 ダム及び水路工作物の保守管理に関すること。 3 保安教育に関すること。
	施設課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備及びダム水路工作物工事の計画に関すること。 2 工事の設計及び施工に関すること。
所	笛吹川水系発電管理事務所 管理課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所、の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関すること。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関すること。 3 保安教育に関すること。
	施設課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備及び水路工作物工事の計画に関すること。 2 工事の設計及び施工に関すること。

別表第二を次のように改める。

附 則

この規程は、平成二十九年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番